

議 長 日程第6「議案第17号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算。

令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,478万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額は1,000万円と定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。353ページをお願いします。第2表、地方債につきましては、起債の目的、簡易水道事業につきましては宇津茂送水ポンプ場送水ポンプ更新工事に、公営企業会計適用は公営企業会計への移行に係る分に充てるものでございます。

360、361ページをお願いします。事項別明細書の歳入です。款1、事業収入、項・目ともに給水収入につきましては、家庭用677件分と事業所35件分の水道使用料と滞納繰越分を計上しております。電気料高騰により会計が厳しい中、滞納繰越分の回収を強化することにより、対前年度比676万円、3.8%の増で計上しております。

款2、分担金及び負担金、項・目ともに負担金につきましては、13ミリ2件分の加入負担金と、13ミリから20ミリへの変更1件、その他一般会計からの消火栓78基分の維持管理負担金を計上しております。

款3、使用料及び手数料、項・目ともに手数料につきましては、給水装置の工事審査手数料、検査手数料として2件分と、給水装置の中止・開始手数料として20件分を計上しております。

款4、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、元利償還金などに充当しております。前年度比較600万円増の主な要因につきましては、令和4年度から5年度への前年度繰越金見込みが400万円強の減、電気料の高騰が200万円強の増によるものでございます。

款、繰越金につきましては、前年度繰越しの見込額でございます。

款7、町債につきましては、簡易水道事業は宇津茂送水ポンプ場送水ポンプ更新工事に、公営企業会計適用は企業会計への移行に係る分でございます。

362、363ページをお願いします。歳出です。款1、事業費、項・目ともに管理費につきましては、施設の管理に要する経費を計上しております。前年度対比348万8,000円の増は、電気料の高騰に伴う施設動力費にかかる光熱費が主な要因でございます。主なものとしましては、10、需用費の光熱水費は水源の取水・送水ポンプなどの電気料を、また滅菌用の医薬材料費などを計上しております。12、委託料につきましては、特別会計から公営企業会計への移行に係る委託のほか、水道使用料検針業務、量水器の取替え、配水池の清掃など、施設管理、毎月実施します水質検査の委託料などを計上しております。17、備品購入費につきましては、量水器268器分でございます。27、繰出金につきましては、上水道事業会計で水道料金の徴収などの事務を行っているため、人件費相当分を上水道事業会計へ繰り出すものでございます。

364、365ページをお願いします。1、報酬は、水道施設点検、残留塩素測定、施設地内草刈り等、水道施設の定期管理を行っている会計年度任用職員3名分でございます。14、工事請負費につきましては、既に耐用年数を過ぎています送水ポンプを更新するもので、宇津茂送水ポンプ場の送水ポンプ更新工事でございます。西暦2000年、平成で言いますと12年に設置して以来更新されていない、現時点で供給ができない部品も出てきており、故障時に断水等、水道事故を起こさないためにここで更新をいたします。

款2、公債費でございます。元金につきましては、23件分の長期債元金、利子につきましては30件分の長期債利子の償還金でございます。

以上ですが、367ページ以降には、投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為の調書、地方債の調書、公債費元利償還金の内訳が記載されております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 ページで言いますと361ページ、負担金です。加入負担金ということで116万計上されてます。前年対比でマイナス1万5,000円と。先般、3月3日の議会定例会2日目に議案第7号として簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正、これが提案されました。そのときの質疑応答のやり繰りの中で、加入負担金が大幅に減になるんですけれども、この分については新年度予算で見込んでいるような説明だったと思うんですが、それで間違いないか、または後で補正するのか。その辺についてまず確認させてください。

環境上下水道課長 加入負担金につきましては、議会のほうでまだ条例のほうが可決されておられませんでしたので、この予算書の時点では、まだ減らしていないというのがこの予算の中に計上されております。以上です。

5 番 田 代 そのときの議論の中で、加入負担金が大幅に減となると。これについては、私の記憶ですと、一般会計の繰入金で処理しないで、この簡易水道事業の中の剰余金でやり繰りすると、そのように理解したんですけど、それで間違いないでしょうか。

環境上下水道課長 加入負担金につきましては、今ここに77万というふうに載っているんですが、半分にしたところで三十何万という、そういう数字ですので、これを例えばその予備費だったりそういうところで対応ができる、そんなに大きい金額じゃないので、会計内で対応ができるということで、一般会計に頼らないでも何とかなるのではないかとということで、そういう回答をさせていただきました。以上です。

5 番 田 代 今のこれは361ページの中段です。一般会計繰入金、前年対比で、前年1,535

万9,000円だったのが、今回2,135万9,000円、600万減になってます。今、課長の説明で200万円が…（「増でしょう。」の声あり）あ、増か。そうそうそう、ごめんなさい、増えたと。このときに課長の説明では電気料、これが高騰したもので、その分をとということと、あともう一つが、前年対比でこの簡易水道事業が赤字だったと。それで400万を、やはり不足した分を入れたと、そういう回答だったと思うんですけど、それで間違いないでしょうか。

環境上下水道課長 360ページの5、繰越金のところを見ていただきますと、前年度繰越金が令和5年度は50万になっております。前年度だと468万ということで、約400万下がってしまったので、その部分の400万と電気料のマイナスになった200万を足すとちょうどこの600万ぐらいになる、そういうことになります。

5 番 田 代 私の理解もそういう意味です。繰越金が減ってしまったので、その分と電気料で600万を見たということなんですけど、繰越金が減ると、ということは、剰余金が減ったからというふうにも見えるんですけども、剰余金が減ったからその分繰越金が減ったというふうに理解しました。

それで、元に戻りまして、簡易水道の中でマイナス分はやり繰りするということなんですけど、場合によっては、繰越金が減る場合、剰余金が減った場合は、一般会計の繰入金でその分をカバーすると。僅か、今、課長の説明があったように77万の負担金ですから、大した額ではないんですけども、考え方とするとそういうふうな考えもできるんですけど、会計上、しっかり剰余金で吸収できるというふうなことであれば、その辺についてもう少し説明をお願いしたいと思います。

環境上下水道課長 繰越金につきましては、令和5年度は50万円とかなり少なくなっています。これも令和4年度中の動力費の影響によって繰越金がこれだけ減ったということで、これが年々どんどん厳しくなっていく、これが実際のこの寄簡易水道事業の苦しさであって、私どもも歳入にしても歳出にしても、増やせるもの、減らせるもの、一生懸命考えたんですけど、なかなか見つからない。そういう中では、できる限りの努力をして住民の皆さんに負担をかけないような形でこのような予算にさせていただきました。以上です。

5 番 田 代 丁寧な回答ありがとうございました。繰越金の前年度剰余金が少なかったのは、動力のほうにかかってしまったということで理解させていただきまして、加入負担金については額が小さいのでこの範囲でできると。7号の一部改正条例があったときの説明どおりと、そのように理解させていただきます。ありがとうございました。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 ページ363ページ、中段の委託料の中にですね、公営企業会計の移行委託ということで、前々から質疑、一般等でさせていただきましたが、令和5年度をもってですね、簡易水道事業会計についても公営企業会計へ移行ということで、今後のですね、展開についてお伺いをいたします。

まず1点目はですね、公営企業会計に移行する時期はいつぐらいを考えてられるのか。

繰入金がですね、今、前者のほうでもですね、質問がありましたが、繰入金ですね。大きなものは元利償還金の部分を一般会計から補填をすると。その後はですね、事業費に対する、簡易水道事業に対する財源補填だということで理解をしますが、今後ですね、公営企業会計に移行する場合に、ここの令和5年度でもですね、新たな起債も計上されております。それらの元利償還金についても従前と同じ形でですね、一般会計繰入金の中に元利償還金として含めていくお考えなのか。

先ほどですね、電気料等の増嵩によってですね、大変厳しい運営をされているということもありましたが、公営企業会計として独立したですね、公営企業としてやっていくという観点から、一部一般会計からですね、従来型の財源補填は受けてもいいというふうな説明をされてきましたが、今後ですね、寄水道会計の料金の見直しについてですね、どういうふうにお考えされているのか。大きく3点ですね、お願いいたします。

環境上下水道課長 第1点の移行の時期につきましては、令和6年の4月でございます。

次に、繰入金の元利償還金ですか、独立した会計運営ということ。こちらにつきましては、確かに今現在この寄簡易水道、非常に厳しくて、一般会計に頼

っている部分がございます。今後、企業会計に移りましても、何が変わるかといったら、会計のこの記載の仕方が変わるだけで内容は変わるものではございませんので、今後もですね、できる限りの努力をした中で会計運営をしていくということになります。

料金の見直しにつきましては、今もお話ししたとおり、まずは町のほうでできるだけ住民に負担をかけない、そういうふうなことをですね、少ないながらも今年度はこの加入負担金を下げることによって、すぐには即効性はないんですけど、将来的に給水人口を増やしたい、そういうものを行った上で最終的にはお願いせざるを得ない、そういうことになると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

6 番 井 上 移期の時期はですね、令和6年の4月からということで理解をしました。

先ほど、繰入金のほうですね、今までの起債としてですね、計上してある部分についてはですね、そういうお考えということで、これからですね、令和6年度以降の借りる起債の元利償還金についても、全部ですね、一般会計に依存をするのかという趣旨の質問でしたので、再度お答えを頂きたいと思います。

あとですね、これは名前が変わっただけということですが、こういう公営企業会計へ移行しなさいというのは、表面的な部分もあるかもしれませんが、やはり本質はですね、やはりその水道会計に関わる部分というのは、やっぱり公営企業化して公営企業としての収益性をというところが根本にあるのではないかなというふうに考えます。ただそういうふうに表面的で変わったので、今までずっと一般会計依存でいいよというお答えだったかと思いますが、それらを含めてですね、途中からその一般会計で全額依存じゃだめですよという方針が出てくるかもしれない。これはですね、仮の話になるかもしれませんが、やはり担当課としてですね、やはり企業の独立性というのを念頭に置いてですね、会計運営をしなければいけないのではないかと私は思いますので、再度その部分について、料金見直しといいますか、会計を独立させるための方策についてのお考えがあれば伺いをいたします。

環境上下水道課長 今、井上議員がおっしゃったとおり、企業会計として独立してできるような

会計運営を考えつつ、今後展開できるように企業会計化するというのでやっていきますので、よろしくお願いします。

あと、元利償還金の件につきましては、流域と、あと今回企業の平準化債かな、違ったっけ。そうですね…すみません。違いました、すみません。こちらの起債につきましては…すみません。6年度以降の起債につきましては、できる限り今までの起債のバランスを考えつつ、あと更新計画、事業の更新計画もごさいますので、その会計的なバランスを考えながら計画的に起債をしていくというようなことで起債をしたいと思っております。以上です。

6 番 井 上 分かりました。最後になりますが、やはりその独立したですね、会計運営の方向を目指すにはですね、やはりその町の上水道事業会計と比べてですね、水道使用料の単価ですね、というものがなるべく見直さざるを得ないと。大分今、上水道事業会計の単価と寄簡水の単価というのは、解離しているというふうに理解をしています。ですので、そこをやはり見直さないですね、収益、人口を増やせばいいと言うんですけれども、なかなか加入負担金の引下げとかですね、様々なあとは定住・少子化の施策によっても、そんなには増えてこないんじゃないかなと。やはりその前に健全な財政運営に資する方向としてはですね、料金を値上げしろというのではなく、料金値上げが適正なのかどうなのかということですね、やはりその協議会等もあるということですので、そういった中でですね、検討をするという方向性を持つことというのがですね、やはり担当の考えではないのかなというふうに思いますので、最後にその1点をお伺いしてですね、質問を終わりにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

環境上下水道課長 料金改定につきましては、すぐに住民にというわけではないんですが、今、審議会を行っておりまして、その中でどういう状態が適正なのかというのを話し合っておりますので、しかるべきときにどうするかというのを話し合っていきたいと考えております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第17号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。